

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	道路管理課	整理番号
処分の種類	道路保全立体区域内での措置命令		2-212
根拠法令条例等・条項	道路法第48条第2項		
処分の概要	道路保全立体区域内で、その土地、竹木又は建築物、その他の工作物が道路の構造に損害又は危険を防止するため特に必要があると認められる場合は、その損害又は危険を防止するため、必要な措置を講ずるべきことを、所有者又は占有者に命ずることができる。		
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく法令の定め以上に具体化するのが困難なため)		
基準の制定根拠	—		